

各 管 区 警 察 局 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 長

原議保存期間	3年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

警察庁丙組薬銃発第19号
平成31年4月9日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

大麻事犯の取締りの徹底等の継続について（通達）

昨年の大麻事犯の検挙人員は、一昨年に記録した過去最多の検挙人員を超え、2年連続して過去最多を記録した。近年の大麻事犯検挙人員の増加に対応するため、警察庁では平成30年4月12日付け警察庁丙組薬銃発第15号（以下「通達」という。）により大麻事犯の取締りの徹底等を指示しているところである。

大麻については、有害性に関して誤った認識を持つ者も多く、若年層を中心とした大麻の乱用拡大が懸念され、また、大麻の密売が暴力団の重要な資金獲得手段になっていることは明らかであることから、引き続き、大麻情勢の沈静化に向け、下記の点に留意しつつ、効果的な大麻事犯対策を推進されたい。

なお、上記通達は廃止する。

記

1 大麻事犯の徹底検挙

暴力団等が、大麻を重要な資金源と見て大麻事犯への関与を強めているところ、特に栽培事犯について関与している組織の多様化や栽培の大規模化の傾向があることを念頭に、組織的な大麻の栽培や密売等にかかる積極的な情報収集及び突き上げ捜査等により、これら組織への取締りを徹底すること。

また、末端乱用者による大麻事犯の検挙の際には、密売人や密売組織の検挙に向け、突き上げ捜査を確実に行うこと。

2 効果的な広報啓発活動の実施

若年層における大麻事犯検挙人員の増加が続いていることから、引き続き、大麻の有害性に関する正しい理解を促進する効果的な広報啓発活動を実施すること。